

第1回行政改革推進委員会 概要

- 1 開催月日 平成15年9月16日(火)午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所 県庁7階特別会議室
- 3 出席委員 天谷 祥子、池端 幸彦、大崎 昭一郎、岡田 章(会長代理)、
金井 兼、小牧 由章、佐武 弘章(会長)、高嶋公美子
(50音順 敬称略)
- 4 事務局 飯島政策幹、前田総務部企画幹(行政改革)、
竹内人事企画課行政改革・地域主権室長、
平林人事企画課行政改革・地域主権室総括主任

5 議事次第

- (1) 開会
- (2) 政策幹あいさつ
- (3) 会長選出
- (4) 議事「前年度からの主な取組状況について」
- (5) 報告事項「行政構造改革プログラム(仮称)策定に係る考え方について」
- (6) 閉会

6 議事概要

(委員)

- ・ 「福井県政府」のイメージについて、今、国からの地方分権で「小さな政府」をめざしていく流れがあると思うが、「福井県政府」は、今後、小さくしていくのか、あるいは今の規模を保つのか。
- ・ 小さな政府をめざすのであれば、さらに市町村に落とし込んでいくことを行財政改革で積極的に進めていかなければならないし、今の規模を保つならば違う方面から切り崩していかなければならないと思うが。

(事務局)

- ・ 基本的には、小さな政府をめざすために行政改革を行うものである。

(委員)

- ・ 今の流れでは、細かいことでいいことをたくさん実施していると思うが、直接県民から声を聞くというシステムも、最終的には市町村に任せていかなければならない内容ではないかという気がする。
- ・ 今、県を窓口にしてどんどん県民の声を吸い上げる、という流れになっているが、もし、小さな政府で、市町村にどんどん地方分権をさせる、という考え方であれば、最終的に市町村にそれを任せ、県民、国民が自立をし、それを小さな行政が支えるというシステムが理想的であると思う。
- ・ その考えがあるのならば、行政改革で思い切ったことができるのではないかと。

(事務局)

- ・ 県と市町村は、行政に関して守備範囲が違う。
- ・ 今、県の実施事業を市町村に実施させれば事足りるのではないか、ということにはならない。
- ・ 例えば、女性の会議の中では、保育所の時間延長に関する意見もいただくが、基本的には保育行政は市町村事務なので、県としては、市町村の保育行政を調整することとなる。

(委員)

- ・ 一般行政部門の定員の削減について、教育とか警察は減らすことはできないのか。

(事務局)

- ・ 職員の任命権者が違う。

(委員)

- ・ 公務員の給与は一般の給与所得者より多いという報道がなされているが、そういう場合は、定員を削減することもさることながら、給与を下げるなど、違う観点で目標を定めていくことはできないか。

(事務局)

- ・ 公務員の給与は、国家公務員法や地方公務員法により、地方公務員は国家公務員に準拠し、また、国家公務員の給与は民間準拠のため、人事院がいろいろな企業調査を行い、官民格差がどれだけあるのかという調査をした上で、給与の勧告をしている。
- ・ また、公務員には労働三権がない。
- ・ 以上のことから、行政構造改革プログラムの中で取り上げることは難しい。

(委員)

- ・ コストダウンでアウトソーシングを進めると同時に、重点的に限られた財源を県政の重点的なところに集中的に投下しようという考えに見受けられるが、警察や教育など重点をどこに置いて行政改革を考えるか、という議論はどこかで展開されるのか。

(事務局)

- ・ 警察や教育委員会に対して、このプログラムに参加するようお願いしているところである。

(委員)

- ・ 「県政の責任領域を原点から見直す」ということだが、これまでどのように見直してきたのか。

(事務局)

- ・ アウトソーシングや、今年の6月補正予算でNPOに県の業務を委託する事業など

の取組みを行っている。

- ・ 今まで、県の業務は県が供給するものであったが、これからは、NPOなり、民間にも県の行政サービスを供給していただくということで、責任領域を見直そうというものである。

(委員)

- ・ 政策合意の内容等を数値的に表わして評価しやすいようにするなどのテクニックを使うことで、県民にとって分かりやすくなるのではないか。

(事務局)

- ・ 新知事になってから、予算書にすべて数値の指標をつけるとともに、今年度の6月補正および9月補正で、スクラップで産み出した財源について把握している。
- ・ 例えば、ベンチャーの会議をするときも、必ず半年なり1年後にアンケートを出席者からとり、本当に開業されたのか、ということ把握し、もし、率が低ければ、その事業は1年後なり2年後にスクラップしてしまう、という手法を取り入れている。
- ・ すべて数値化するという事はなかなか難しいので、委員から助言を得ながら、民間の手法を取り入れ、数値目標、成果指標をつくってみたいと思う。

(委員)

- ・ 「県庁内ベンチャー事業」とはどのようなものか。

(事務局)

- ・ 「福井元気宣言」に掲げる「県庁内ベンチャー事業」は、優秀な若手職員グループに新しい行政課題を与えて解決方法の提言を受けるものである。
- ・ 部をまたいだプロジェクトチームのようなものをつくって実施し、先日、提言の報告を受けた。
- ・ 構造改革特区の提案では、優秀な案が多数あったので、これを1つでも実現していると思っている。
- ・ エコ・グリーンツーリズムの提案でも、若者らしい観点から「あなたの田舎に立候補します」というスローガンでやったらどうか、など面白い提言があった。
- ・ これらについては、来年度予算に向けてどのように予算化するか考えていく。

(委員)

- ・ 「ユニバーサルデザイン」を行政に取り入れることにより、誰にでも使いやすい、誰にでも快適なことをすればスリム化すると考えられるので、検討できないか。

(事務局)

- ・ ユニバーサルデザインは「福井元気宣言」の中でも大切な事項として位置付けており、あらゆる機会を通じてそういうことを実施していきたいと思う。
- ・ まずは、ホームページなどで、外国人の方でも、ハンディキャップを持った方でも

等しく公共サービスを受けうるようにしたいと考えている。

(委員)

- ・ 嶺南振興局の県民サービス室について、名称は変わったものの、中身は変わっていないように思うが。

(事務局)

- ・ 組織再編で、局内の課を統合した。
- ・ また、実質としては、知事へのお便りや県民パブリックコメントなど、広報広聴機能を強化し、県民に資料を提供しやすくしているが、その窓口になっているのが、嶺南振興局の県民サービス室である。

(委員)

- ・ 行政改革の成果を示したところで「成果」としているが、県民が受け止める「成果」を反映することが、新行政改革大綱〔改定版〕の残された課題と受け止めればよいか。

(事務局)

- ・ 今年は、「福井元気宣言」に基づくニュー・パブリック・マネジメントの精神で運営しているので、形式を廃し、本当に県民にとって事業やサービスがどのような意味を持ち、県民に対してどういう豊かさをもたらしているのか、ということこれから突き詰めて、無駄なものは削っていき、新しいものは選択と集中で重点配分していく、という精神でやっていこうと考えている。
- ・ 早く委員の意見を集約して「行政構造改革プログラム」をつくって「福井元気宣言」をより具体化し、県民の声に密接に近づけるようにしたい。

(委員)

- ・ 外郭団体とは、そもそも何なのか。

(事務局)

- ・ 基本的には県が出資している財団法人である。
- ・ 県の公共サービスを代行する団体や、県の施設を管理する団体に類型される。
- ・ 例外もあるが、新行政改革大綱〔改定版〕において、県が5割以上出資している団体を「外郭団体等」といい、25団体ある。
- ・ 100%出資しているのは、土地開発公社などがある。今、外郭団体で問題になっているのは、昔は基金の利息で目的の事業ができたのだが、最近は金利が下がって利息が入らないことである。
- ・ 基金を取り崩してまで事業を行うのはどうかということもあり、職員の削減、統廃合などの工夫をしなければならない、という課題がある。

(委員)

- ・ 「福井元気宣言」の「ビジネススクールを開設」とは、中小企業産業大学校のようなものを指すのか。

(事務局)

- ・ 県立大学の大学院にビジネススクールをつくるという議論を県立大学と県の委員会でやっているのが1つである。
- ・ また、中小企業産業大学校と県立大学の地域経済研究所でフォーラムを開催するなど、そういったことを全部含めて知事は「ビジネススクール」と考えている。
- ・ よく言われる県立大学のビジネススクールは狭義のビジネススクールであるが、委員から意見のあった中小企業産業大学校は、カリキュラムを見直したり、もっと使いやすいように夜に開講するなど、顧客重視の観点からできることがあると思うので、そういったところを見直していきたい。

(委員)

- ・ 「福井県政府の樹立」について、市町村合併に関し、県としていくつかの案を提示しながら県民にもっと議論を起こさせるような姿勢があってもいいのではないかと。

(事務局)

- ・ 平成12年4月に地方分権一括法の法制度上、やむを得ないものがあるが、県は平成12年12月に「市町村合併要綱」を策定し、議論のたたき台となるような枠組みは示している。
- ・ 今、地方制度調査会で議論されているものにも、もう少し県の権限を示して、合併が進むようにしていこう、という議論があるが、今の法制度の枠組みとの兼ね合いから、かなり難しいものになっている。
- ・ 県としても、国の動向を見ながらやっていかなければならないと考えている。

(委員)

- ・ 「行政構造改革プログラム」の骨子で「民間の経営手法」を強調している。
- ・ 一番軸になるのは責任・権限を最前線へ移譲することであると思うが、本年6月の組織改革は、この考えを反映されているのか。

(事務局)

- ・ 「福井元気宣言」に掲げる3つの「S」の中のリーダーシップに区分されるが、「福井元気宣言」の課題ごとに企画幹を置き、重層化した組織をフラット化し、弾力的に権限を行使してもらうこととしている。
- ・ 「民間に学ぶ」というのは、1つ目は、県民の皆様は顧客であり主権者であることから「顧客重視」の考え方である。
- ・ もう1つは、これまでの私たちは予算主義で予算をとったら満足した、というものであったが、これからは、事業がどれだけ県民に豊かさをもたらすのか、という観

点を重視しなければならず、無駄な事業はやめてしまって、大切な事業に経営資源を集中しようという考え方である。

(委員)

- ・ 成果をどう評価するか、ということは非常に決定的な点になってくるのか。

(事務局)

- ・ 「福井元気宣言」では、毎年「福井元気宣言」に基づく成果と、各部局長が知事と結んでいる「政策合意」の実行状況を、毎年、年度明けに公表することとしている。
- ・ それで、県民にどれだけ成果が上がったかを検証していただくとともに、予算の面でも目標等を数値化しているので、数値が達成されたかどうかで予算を大胆にスクラップしていく。
- ・ そこで200億円を生み出して、さらに県民の豊かさを高めるために「福井元気宣言」を実現していこうと考えている。

(委員)

- ・ 国から県に移譲されているものは何か。

(事務局)

- ・ 平成12年4月の地方分権一括法では、農地転用許可などごくわずかが移譲された。
- ・ 国の事務を県が代行する「機関委任事務」が廃止になり、国の仕事を法定受託する事務、自治事務、国が直接やる事務の3つに分け、法定受託事務と自治事務は、県の固有の事務とされ、すべて条例がつけられるようになった。
- ・ これらは、地方分権の考えや仕組みを明らかにした、というだけであって、移譲されたものはほとんどない。
- ・ 財源の移譲についても土俵ができただけで、これからのことである。

(委員)

- ・ 「民間の手法」について、民間は5億円の赤字を出したら、翌年度はゼロにしなければならないなど緊迫感のある経営改善を行っているが、県はゆっくりしている。緊迫感のあるスピードを速めたスケジュールの作成が必要ではないか。

(事務局)

- ・ 県としてやらなければいけない事業などがあるが、それに甘えてはいけなないと考える。
- ・ 私たちは「利益」という指標は出せないなので、緊張感がなくなる職場になりがちだが、職場の中でどうやって緊張感を保たせていくか、ということ委員から助言もいただいきたい。

(委員)

- ・ 地方公務員法はなくならないのか。なくなればボーナスカットもできるが。

(事務局)

- ・ これから、国も公務員制度改革をやっていくと思うので、私たちは、国よりも一歩

でも先駆けて、現行で対応できるものを実行していきたいと思っている。

(委員)

- ・ 人事・給与制度を現在見直しているようであるが、何も給料をカットするだけでなく、むしろ成果を上げたところには多く配分するなど、評価を反映した人事・給与制度の方に進んでいけば、少なくとも1つの刺激やインセンティブになるのではないか。
- ・ 大企業は減点法で失敗したら叱られるが、プラス志向で成果がよければ給与が上がるんだ、という発想も必要である。

(委員)

- ・ 人事考課は行っているのか。

(事務局)

- ・ 年1回の定期人事異動の中で、所属長の意見などのヒアリングを行う。

(委員)

- ・ 部下から上司に対する垂直評価はないのか。

(事務局)

- ・ 行っていない。

(委員)

- ・ 知事へのメールや知事へのおたよりなど県民の意見を行政改革推進委員会で公表し、民間の委員それぞれの視点で物事の重要性を見て、方法を検討することはできないか。
- ・ 民間から見た視点と行政から見た視点とでは、受け止め方が大きく異なることもある。

(事務局)

- ・ どういう意見をいただいているかをお示ししたい。

(委員)

- ・ 「顧客満足」について、「顧客満足」の「満足」は「納得」という方が的確であると思う。
- ・ 例えば、状況の悪いときでも県民に十分説明して納得いただくという点にあるのではないか。
- ・ 行政の透明性を進め、県民と相互に意見を交換することが大事であると思う。
- ・ 全員を満足させることは無理であるが、その中のどれだけの意見が一方の方向を向いていて、他方の方向を向いているのがどれだけか、という情報のやり取りが重要であるので、県民の納得度を目標にしたらいと思う。
- ・ 民間会社の営業所は、顧客のアンケートを点数化してお客様の満足度で評価されて

いる。

- ・ 顧客満足度を上げるためには、職員満足度も上がっていないと、いい満足を提供できない。職員の中の不満をいかに吸収して解決していくかも大事である。

(委 員)

- ・ 県から事業を受託した外郭団体は、対応が困難な一部の業務についてNPOなどに再委託するなど、事務処理の無駄を感じる。

(事務局)

- ・ 今年度、県の行政サービスに参画するモデル事業について、最も効果的な事業を提案したNPOと委託契約することとしている。
- ・ 本年6月に地方自治法が一部改正になり、本当に効率のいいところに委託するというので、民間がいいのか、外郭団体がやるのがいいのか、行政が直接やるのがいいのか、という効率チェックをかける法律になっている。
- ・ 外郭団体の役割も、そういう意味でだんだん変わっていくのではないのか、と思う。

以 上 -